

国立公園内における無人航空機（ドローン）の使用について

国立公園利用者の安全確保や自然環境保全の観点から、国立公園内でドローンを飛行させる際には以下の事項にご留意ください。

1. ドローンを飛行させる前に、飛行予定地域を担当している環境省の事務所（国立公園管理事務所・管理官事務所・自然保護官事務所）にお問い合わせください。

国立公園内でドローンを飛行させることについて、飛行区域や飛行日時等について確認させていただくとともに、国立公園における地域ルールやマナーなどを説明させていただきます。

◇北海道地方環境事務所 所管事務所一覧

<http://hokkaido.env.go.jp/list.html>

◇管内国立公園の区域図

<http://hokkaido.env.go.jp/park.html>

2. 国立公園内でドローンを飛行させる場合には、次のような影響が生じる可能性があることをご理解ください。国立公園は多くの方々がマナーを守って利用している地域です。ドローンを飛行させることによって他の公園利用者に迷惑をかけることや自然環境に悪影響を与えることのないよう、十分なお配慮をお願いします。

①. 自然景観への影響

国立公園は、山・森・お花畑・紅葉といった美しい自然の景色のほか、開放的な空間・自然の音・静けさ等を含む、優れた自然景観を保護するための地域です。国立公園では、多くの方々がマナーを守り、このような素晴らしい自然景観を楽しんでいます。国立公園においてドローンが飛行し騒音を発生させることは、これらの自然景観に悪影響を与え、他の公園利用者に対して不快の念を抱かせる恐れがあります。

また、国立公園内には、歩道等がなく容易にアクセスできない場所が多く存在します。不時着した場合には、機体の回収が困難となり、国立公園内に残置され

て自然景観を損ねる恐れがあります。

②. 他の公園利用者への影響

国立公園の中には、ビジターセンターや遊歩道など、多くの方々が利用している地域が各地にあります。このような利用者の多い地域においてドローンを飛行させ、何らかの理由によりドローンが他の公園利用者に衝突した場合には、大きな怪我をさせる恐れがあります。

③. 野生生物への影響

豊かな自然環境が保全されている国立公園には、様々な野生生物が生息・生育しており、我が国の生物多様性の保全上、極めて重要な地域です。このような地域でドローンを飛行させた場合、飛行の音に反応して、野生生物の本来の行動や生態を変えてしまう恐れがあります。

3. 環境省の職員が、国立公園内においてドローンの飛行を確認した際、ドローンを操縦している方に声をかけさせていただく場合がありますので、お知りおき下さい。

お問い合わせ先：北海道地方環境事務所国立公園課 電話 011-299-1953